

「吉野・高野・熊野の国」事業 業務委託に係る企画提案募集要領

1 目的

三重県、奈良県、和歌山県にまたがる世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」。

悠久の歴史と豊かな自然、信仰が織りなす祈りと創世の神話を有するこの世界遺産の活用は三県共通の政策課題である。このため、「紀伊山地の霊場と参詣道」の認知度と理解度をさらに高め、来訪者、特にリピーターや長期滞在者の増加を図る必要があり、三県が広域的に連携して取り組むことが効果的であることから、広域連携のシンボルとして世界遺産を中心とした紀伊地域に新しい国「吉野・高野・熊野の国」を建国する。三県が共同で紀伊地域の活性化を図るため、「国を紹介するDVD、マップ、ポスター、旅行商品パンフに掲載するタイアップ広告の制作」「建国記念ウォーキングツアーの実施」「物産展の開催」「建国記念グッズの作成」の4事業を展開する。

2 業務概要

(1) 業務名

「吉野・高野・熊野の国」事業

(2) 業務内容

- ① 「吉野・高野・熊野の国」を紹介するDVD、マップ、ポスター、旅行商品パンフに掲載するタイアップ広告の制作

「吉野・高野・熊野の国」を代表する自然、歴史・文化遺産、特産品、施設や紀伊地域のお勧め観光ルート等を紹介する。英語・中国語・韓国語にも対応したDVDを制作し、観光客、修学旅行生等の誘致に活用する。また、「国」のマップ、鉄道会社と提携し、駅等に掲載するポスターの作成及び旅行会社の平成23年春季の旅行商品パンフに掲載するタイアップ広告（1P）を制作する。

〈作成枚数〉・DVD 3,000枚（多言語版）
・マップ 15,000枚
・ポスター 300枚

- ② 建国記念ウォーキングツアーの造成

紀伊地域や世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に精通した語り部とともに歩く参加無料のウォーキングツアーを三県でリレー開催する。地域との交流を含めた企画とし、下記の物産展と同時開催とする。

- ③ 「吉野・高野・熊野の国」物産展の開催

豊かな農産品や特産物、「豊かな国」をPRする物産展を三県の地元三会場でリレー開催する。一回場で一日開催の計三日開催する。

- ④ 建国記念グッズ（国民章）の作成

建国記念ウォーキングツアー参加者等を対象に無料配布する建国記念グッズ（国民章）を作成する。建国記念グッズ（国民章）は、「吉野・高野・熊野の国」国旗をかたどったピンバッジとする。

〈作成個数〉・1,000個

- (3) 委託上限額
金 13,200千円（消費税及び地方消費税込み）
- (4) 委託期間
契約締結の日から平成23年3月31日まで。ただし、上記「(2) 業務内容」①のDV制作業務については、契約締結の日から平成23年6月30日まで。

3 募集する提案書の内容

次の要件を満たす事業者に業務を委託する。

4 委託事業者選定方針

- (1) 仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な事業者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し履行可能な能力を有する事業者であること。
- (3) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の普遍的価値と紀伊地域の自然・文化・風土等の理解を踏まえ、これらのことを見りやすく情報発信・観光振興及び地域の活性化につなげることができる事業者であること。

5 委託事業者選定方法

- (1) 上記「4 委託事業者選定方針」に適合する事業者を選定するため企画コンペを実施し、各事業者の企画力・能力等を把握する。
- (2) 企画コンペにより、業務執行の企画力・能力等を最も有すると判断された事業者を委託予定事業者（※）とする。
(※) 企画コンペにより選定された委託予定事業者は、その後見積書を提出し、上記「2 業務概要」の（3）委託上限額の範囲内において随意契約を締結する。

6 提案者の資格要件等

単独又は共同提案によるものとする。

- (1) 提案者の資格
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - ③ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - ④ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - ⑤ 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主

たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

- ⑥ 国税、県税及び市町村税について滞納がない者であること。
- ⑦ 本プロポーザル及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

(2) 共同提案者の提案資格等

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ② 複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ③ 幹事者及び共同提案者については、前項①～⑦に該当することが必要である。
- ④ 幹事者及び共同提案者を変更することはできない。

※「参加意向申出書」（下記「7 手続き等に関する事項」参照）の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書受付期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」（様式1-3）を添えて、改めて「参加意向申出書」を提出すること。

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 上記（1）（2）の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ⑤ 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

7 手続き等に関する事項

(1) 担当課

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県地域振興部文化観光局文化課内

「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会事務局

電話番号：0742-27-2054

ファクシミリ番号：0742-22-7215

電子メールアドレス：bunka-naraken@mahoroba.ne.jp

(2) 参加意向申出書等

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、「参加意向申出書」（単独提案：様式1-1、共同提案：様式1-2、様式1-2別紙）と「会社概要及び類似事業受注実績」（様式2）を上記担当課に、持参または郵送のいずれかで提出すること。

・受付期間

〈持参の場合〉

平成22年5月21日(金)～平成22年6月11日(金)の午前9時～午後5時まで
〈郵送の場合〉

簡易書留等の確実な方法によるものとし、平成22年6月11日(金)午後5時までの到着分を有効とする。なお、発送後に必ず担当課まで電話連絡して、書類到着を確認すること。いかなる理由でも、期限を過ぎた場合は受け付けない。

(2) 説明会

企画コンペに参加しようとする事業者に対して説明会を開催する。参加希望事業者は予め「説明会参加申込書」(様式3)を提出すること。

① 開催日時：平成22年6月1日(火)午後2時から

③ 開催場所：財団法人大阪教育会館 たかつガーデン(3F桃)

大阪市天王寺区東高津町7-11 ☎ 06-6768-3911

③ 説明内容：委託業務の内容、選定方法等の説明

④ 参加申込

申込手続：別紙様式3「説明会参加申込書」を使用すること

申込期間：平成22年5月21日(金)～5月31日(月)午後5時まで

申込場所：上記担当課

申込方法：持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかによる(申込期間内必着)。なお、郵送またはファクシミリによる場合は、発送または送信後、上記担当課まで電話連絡をして必ず書類到着の確認を行うこと。また、電子メールによる場合は、題名の最初に『「吉野・高野・熊野の国」事業説明会参加申込』と明記すること。

(3) 質問の受付

募集要領等に関する質問は次のとおり取り扱う。

① 受付期間：平成22年5月21日(金)～6月11日(金)午後5時まで

② 受付方法：「質問票」(様式4)に必要事項を記載の上、上記担当課へファクシミリまたは電子メールで送付すること。なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。電子メールによる質問の場合は、題名の最初に『「吉野・高野・熊野の国」事業企画提案に関する質問』と明記すること。また、ファクシミリによる場合は、送信後に着信確認の電話をすること。

③ 回答方法：ファクシミリによる質問に対してはファクシミリにて、電子メールによる質問に対しては電子メールにて回答する。

(4) 企画提案書の提出

企画コンペに参加しようとする事業者は、「企画提案書」(様式5)を下記のとおり提出すること。

① 受付期間：平成22年6月2日(水)～6月22日(火)午後5時まで

② 提出方法：持参または郵送のいずれかによること。

〈持参の場合〉

・上記受付期間の午前9時から午後5時まで受け付ける。

〈郵送の場合〉

・簡易書留等の確実な方法によるものとし、平成22年6月22日(火)

午後 5 時到着分までを有効とする。なお、発送後に上記担当課まで電話連絡をして、必ず書類到着の確認を行うこと。いかなる理由でも期限を過ぎた場合は受け付けない。

- ③ 提出部数：9部提出すること
- ④ 提出先：上記担当課
- ⑤ 留意事項：
 - ・企画コンペ参加者 1 者につき 1 提案とすること。
 - ・提案する企画に係る費用の総額は委託予定額を超えないものとすること。
 - ・提出された「企画提案書」は、これを書き換え、引き換え、または撤回することはできない。

8 企画コンペの実施・方法等

(1) 実施日時・場所

- ① 日時：平成 22 年 6 月 24 日（木）午後 2 時から

※企画コンペ参加事業者数の状況により開始時間を変更することがある。

- ② 場所：財団法人大阪教育会館 たかつガーデン（3 F 葦）

大阪市天王寺区東高津町 7-11 ☎ 06-6768-3911

(2) 実施方法

- ① 企画コンペ参加事業者は、予め提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間については、1 者当たり 40 分（説明 30 分、質疑応答 10 分）以内とする。
- ② プrezentation の順番については、原則として企画提案書の受付順とする。

9 審査、事業者の決定

(1) 企画提案書等の審査

- ① 審査は、「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会が設置する選定審査委員会において審査し、最も高い得点を獲得した者を選定する。
- ② 提出のあった企画提案書については、プレゼンテーション審査を行うが、応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③ プrezentation 審査は、上記「8 企画コンペの実施・方法等」の(1)のとおり、平成 22 年 6 月 24 日（木）に実施するが、方法及び時間等の詳細については後日応募者に連絡する。

(2) 企画提案書を選定するための評価基準

評価項目、判断基準については、次のとおりとする。

- ① 企画力・構想力
 - ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」及び紀伊地域の自然・歴史・文化・風土等についての理解と認識がある提案となっているか。
 - ・情報発信と観光客等誘致のコンテンツとしてふさわしい提案となっているか。
 - ・テーマとストーリーに一貫性があり、実現性、具体性のある提案となっているか。
- ② 実施体制
 - ・業務の担当者に豊富な経験があるか。
 - ・事業目的に沿った職員の配置がなされているか。

- ③ 業務実績
 - ・同種の業務実績があるか。

- ④ 経費
 - ・提案内容に応じた価格が妥当であるか。
 - ・経費の内訳が明確に示されているか。
 - ・個々の項目の単価、数量が妥当であるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後速やかに書面により企画コンペ参加者に通知する。なお、審査結果は公表しない。また、審査の結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10 事業者との契約

選定された事業者は、通知があり次第、「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会事務局と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに準備に着手すること。

11 その他留意事項

(1) 提出書類の取扱い

- ① コンペ参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権はコンペ参加者に帰属する。
- ② 提出書類は、本業務委託事業者の選定以外にコンペ参加者に無断で使用しないものとする。ただし、委託事業者として選定されたコンペ参加者の提出書類については、委託事業者選定後、一定期間、ホームページでの公表等に使用することがある。
- ③ 提出書類は、委託事業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- ④ 提出された書類は返却しない。

(2) 企画コンペ参加事業者が本企画コンペに要した費用については、全て企画コンペ参加事業者が負担するものとする。

(3) 本企画コンペの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後の業務においては、「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会と協議を重ねながら計画策定を行うことになるので、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

(4) ビデオプロジェクター等によるプレゼンテーションで、使用する機器のセッティングを希望する場合は、事前に担当課まで連絡すること。

(5) 「参加意向申出書」を提出した後に辞退する場合は、速やかに上記担当課まで連絡をするとともに、書面にて辞退の届け出を行うこと。

(6) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、及び各県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があることを了知すること。

【スケジュール】

①説明会参加申込期間	5月21日（金）～5月31日（月）午後5時まで
②質問受付期間	5月21日（金）～6月11日（金）午後5時まで
③説明会	6月1日（火）午後2時から

④企画提案書受付期間	6月 2日（水）～6月22日（火）午後5時まで
⑤企画コンペ（プロセッション）	6月24日（木）午後2時から
⑥委託予定事業者決定通知	6月下旬
⑦委託予定事業者見積書提出	7月上旬
⑧委託予定事業者と随意契約締結	7月上旬